

《ペットにかかる費用》

ペットを飼うためには、毎日のご飯やペットシーツなどの消耗品、ケージやおもちゃなどの日用品、健康管理のための予防注射の費用などでお金がかかります。



どのくらい必要になるかあらかじめ計算するなど、経済的な負担も考えなければなりません。

「好き」という気持ちと一緒に最後まで安心できる準備をしましょう！

●1年間にかかった主な費用の平均（1頭あたり）

項目	犬	猫
病気などの治療費、健康診断などの予防費	123,144	61,425
フード・おやつ、サプリメント	93,146	67,803
ペット保険料	44,879	28,207
日用品、洋服、首輪・リード	32,549	13,487
防災用品	1,557	1,355
交通費	24,895	1,407
光熱費（飼育に伴う追加分）	22,273	15,580
その他（ペットホテル、しつけ・トレーニング料、シャンプー・カット料、ドッグラン など）	70,973	6,163
合計（円）	413,416	195,427

※アニコム損害保険㈱調べ（令和6年1月1日～12月31日）一部抜粋



ペットを迎えるときは

《ペットショップ・ブリーダーからの購入》

法律に基づき、都道府県などの自治体に登録されている販売業者から購入しましょう。「かわいい」「目が合った」などの理由で衝動的に購入せず、冷静に判断してください。

《自治体や動物保護団体などから引き取る》

県動物愛護センターでは、保護された犬・猫の譲渡を行っています。条件や手続きの流れなど、詳しくは県ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先

▷県動物愛護センター本所

◇住所 田村郡三春町大字上舞木字向田17番

◇電話 024-953-6400

◇開庁時間 月～土曜日（祝日を除く）／8:30～17:15



譲渡犬情報



譲渡猫情報



譲渡案内動画



犬・猫の譲り受けを希望される方へのメッセージ

県動物愛護センターには「一人暮らしをしている飼い主が亡くなった」「増えすぎてこれ以上飼えない」など、さまざまな理由で犬・猫の引き取り依頼があります。また、誰かが飼っていたと思われる老犬や病気になった犬が保護されることもあります。

センターではこのような犬や猫に「幸せになってもらいたい」という思いで、新しい飼い主さんにお譲りできるよう、日々健康管理や人慣れに取り組んでいます。

犬・猫を家族の一員として迎え入れ、最後まで愛情を持って飼ってくださる方をお待ちしています！

▼譲渡後の様子



《マイクロチップの装着が義務化されています》

令和4年6月1日以降に販売された犬・猫には、マイクロチップの装着が義務付けられています。迷子や災害、盗難、事故などによって飼い主と離ればなれになった時に、マイクロチップの番号から飼い主を特定できます。装着されていない場合は動物病院で装着することができますので、かかりつけ医にご相談ください。

●注意 購入・譲渡・引っ越しの際には登録情報の変更手続きが必要です

マイクロチップが装着されている犬は環境省のデータベースで、装着されていない犬は本庁舎地域生活課および各庁舎地域振興課の窓口、または変更事項登録フォームで手続きができます。

※変更手続きは原則30日以内ですが、超えてしまった場合でもできる限り速やかに手続きをしてください。

※転出される場合は、引っ越し先の自治体に確認して手続きを行ってください。



▲環境省



▲変更事項登録フォーム



特集

犬・猫と共に豊かに暮らす環境づくり

☎地域生活課生活衛生係 ☎(28)5512

犬や猫などのペットは、私たちに寄り添い、生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在です。

一方で、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方、適切でない飼い方などが原因で困っている方もいます。

動物を飼うということは、その命を預かり、共に地域社会の中で暮らしていくことです。安易な動機で飼育することは、近隣とのトラブルや飼育放棄につながる恐れがあり、最終的には行き場を失った動物たちが殺処分される原因にもなります。

最後まで責任を持って寄り添い、共に豊かに暮らすために必要なことは何か考えてみましょう。

●令和6年度 犬・猫の殺処分数

	犬（匹）	猫（匹）	合計（匹）
全国	1,964	4,866	6,830
福島県	36	379	415
市	1	8	9

返還・譲渡の推進や保護団体の尽力により減少しているものの、全国で約6,800匹の命が失われています。



確認 ペットを迎える前に

必要なしつけをしましょう

ペットが社会の中で安全に暮らしていくために、しつけは欠かせません。

単なる管理ではなく、コミュニケーションの一つとして取り組むことでお互いの絆を深めることができます。

責任を持って最後まで飼いましょう

ペットの犬や猫は長寿命化しており、15年以上共に過ごすことも珍しくありません。病気で介護が必要になることもあり、飼い主にも健康と体力が必要です。

生活や環境の変化について考えましょう

家族構成の変化や引っ越し、転勤のことも考えておきましょう。

ペットはものではなく命ある“パートナー”です

マナーを心得ましょう

周りの人に迷惑をかけないように、配慮が必要です。

家族全員の同意を取りましょう

協力して世話ができるか考えましょう。

飼育スペースを確保しましょう

ペットの種類や頭数によって、必要な敷地や部屋の広さは異なります。

動物アレルギーの可能性について考えましょう

心配な場合は病院で検査を受けるなど、結果に合わせて判断や対策をしましょう。





犬と猫に関するご案内

《災害時のペットの同行避難》

「同行避難」とは、災害発生時などに飼い主がペットを連れて、避難所まで安全に避難することをいいます。ペットは避難所の外での飼育となります。同行避難が可能な避難所は、災害の規模や状況に合わせて設置されます。

●同行避難に必要な準備

- ◇各種ワクチン接種、ノミやダニなどの駆除
- ◇基本的なしつけ、ケージに慣らすなどの訓練
日頃からケージやキャリーに慣れていると避難がスムーズです。
- ◇フードやトイレシートなどの避難セットの準備
十分な水や食料（最低3日間分、推奨1週間分）のほかに、常備薬も用意しましょう。
- ◇マイクロチップや登録鑑札などの所有明示
- ◇避難所以外の避難場所の確認（友人や親戚宅など）
緊急時にペットを預けることができる場所を、平時より確保しておく必要があります。



《令和9年3月2日から狂犬病予防注射のルールが変わります》

▷令和9年度の狂犬病予防注射の開始時期が“4月1日から”に変わります。

▷狂犬病予防注射が“通年”で可能になります。

※集合注射は例年通り実施します。



【注意】 令和9年度の「狂犬病予防注射済票」が交付されるのは、令和9年4月1日以降の接種からです
令和8年3月に狂犬病予防注射を行った犬が、令和9年3月に接種をすると、令和8年度に2回接種したことになり、令和9年度分の注射済票が交付されません。
例年3月2日～31日に接種されている方、または3月に予定されている方は、犬の健康状態を確認したうえで4月以降の接種をご検討ください。

《注射済票の交付期間》

	1月	2月	3月	4月	5月以降
令和8年	令和7年度分		令和8年度分		
令和9年	令和8年度分			令和9年度分	

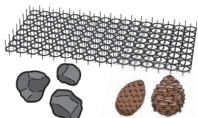
《猫による被害にお困りの方へ》

「庭に入って尿やふんをして困る」「ものを壊された」などの相談が市に寄せられることがあります。

猫には犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、飼い猫か否かの区別ができないため、市役所を含む公的機関による猫の駆除や捕獲はできません。ご自身で対策する必要があります。

●もので防ぐ

門や塀・壁の上に猫が歩きづらくなる形状のものを置き、物理的に侵入を防ぐ
(例) とげとげシート、ネット、松ぼっくり、石、砂利 など



●においで防ぐ

猫が嫌がるにおいや成分によって、近づきにくくする

(例) 市販の忌避剤、食用酢、香りの強いハーブを植える など



※比較的效果があるといわれている方法ですが、絶対に効くというものではありません。事前に猫の侵入経路やふん尿をする場所を調べる、複数の対策を組み合わせるなど工夫するとより効果的です。



共に暮らすために

《脱走事故を防ぎましょう》

犬や猫の脱走にはさまざまな原因が考えられます。事前に防止できるよう、フェンスやゲートのような防御壁を設置するなど十分に対策を行いましょう。

また、犬の場合は、体型に合う丈夫な首輪やリードを装着することや、飼い主の指示に従うよう「待て」「おすわり」などの基本的なしつけを行うことも有効です。



《「犬の登録」と「狂犬病予防注射」は飼い主の義務です》

犬の飼い主には法律により、次のとおり義務が定められています。

- ▷現在居住している市区町村に犬の登録をすること（生涯に1度）
- ▷年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ▷犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

※本市ではマイクロチップが装着されている場合、環境省のデータベースに飼い主が情報登録を行うことで、そのマイクロチップが犬の鑑札とみなされます。



《散歩のマナーを守りましょう》

家で排泄を済ませ、リードを付けてから散歩に出かけましょう。

屋外でふんをした場合は、携帯している袋などで回収し、必ず持ち帰りましょう。飼い犬のふんの放置は「白河市美しいふるさとづくり条例」に違反します。尿をした場合は、ペットシートで吸い取り、水で流すなどの処置を行いましょう。



《咬傷事故を防ぎましょう》

犬にかまれる咬傷事故の原因には、放し飼いやリードを付けない散歩などがあります。また、犬をつないでいても、来訪者が犬に気づかず接近してかまれる場合もあります。

特に被害者が子どもや高齢者の場合、重大な事故につながる場合がありますので、犬の大きさに関わらず、飼い主は注意を払ってください。

なお、咬傷事故が発生した場合は、飼い主もかまれた方も県動物愛護センターへの届け出が必要です。



《県では「猫の3ない運動」を掲げています》

- ▷猫を出さない 室内で飼いましょう
- ▷猫を捨てない 最後まで飼いましょう
- ▷猫を増やさない 不妊去勢手術を実施しましょう



猫を室内で飼うことにより、次のようなリスクを避けることができます。

- ◇交通事故に遭う
- ◇感染症やノミの発生
- ◇車などを傷つける
- ◇花壇や畑を荒らす
- ◇尿やふんをして周辺を汚す など

《さくらねこ無料不妊手術事業》

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施することで繁殖を防止し、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分を減らすための活動です。手術が済んだ猫は、その印として耳先がさくらの花びらのようにV字カットされるため「さくらねこ」と呼ばれています。

この「さくらねこ無料不妊手術事業」は、(公財) どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担し実施しています。

本市では飼い主のいない猫を増やさないため、この事業に賛同し、NPO法人白河花里倶楽部の協力を得て「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施しています。

